

居宅介護支援重要事項説明書（令和8年4月現在）

1 居宅介護支援事業所 白丸ケアセンターの概要

(1)居宅介護支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	白丸ケアセンター
所在地	東京都西多摩郡奥多摩町白丸263番地
介護保険事業所番号	1372401024
サービス提供地域	奥多摩町 ※左記地域以外の方もご相談下さい。

(2)同事業所の職員体制

管理者(主任介護支援専門員) 1名(常勤)
介護支援専門員(社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士) 2名(常勤)

(3)営業日、営業時間

月・火・木・金曜日(祝日も含む) 9:00~18:00

☆ 上記営業時間以外の時間帯、水・土・日および年末年始12月29日~1月3日までは休業日ですが、電話等により常時連絡が可能な体制をとっております。

2 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

(1)居宅サービス計画の作成(保険適用内)

- ① 介護保険要介護認定において、「要介護1~5」と認定された方に、下記の手順で居宅サービス計画を作成いたします。
- ② 当事業所の重要事項説明書を説明し、それについて同意を得る事ができましたら、契約書を締結させていただきます。
- ③ 契約後、介護支援専門員が利用者様のお宅を訪問し、お困りのことやご希望をうかがって解決すべき問題を把握します。
- ④ 当該事業実施地域における指定介護サービス事業者が行っているサービス内容等の情報を公正中立な立場で利用者様やご家族に提供し、利用者様にサービスの選択をしていただきます。なお、当事業所の居宅サービス計画に位置付ける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は【別紙1】のとおりです。
- ⑤ 提供される居宅サービスの目標、達成時期、居宅サービスを行ううえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ⑥ 居宅サービス計画の原案に盛り込んだ介護サービスについて、保険給付の対象にならないもの(自己負担)を区分して、それぞれ種類、内容、利用料等を説明しご意見をうかがいます。
- ⑦ 利用者様とサービス提供事業者とのサービス利用契約の締結にあたって、必要な支援を行います。
- ⑧ サービス担当者会議等を開催し、居宅サービス計画の内容について利用者様やサービス事業者と共通認識を得て必要な修正を加え、計画を最終的に決定します。
- ⑨ 居宅サービス計画の作成後、利用者様の状況に応じてサービスが提供されるよう、状況把握に努め、サービス提供事業者との連絡調整を行います。

- ⑩ 実施状況にあたっては、利用者様宅へ訪問による面接を月に一度は行って把握に努め、その結果を記録に残します。
- ⑪ 居宅サービス計画の変更や要介護認定区分の変更にあたって、必要な支援を行います。
- ⑫ 利用者様が介護保険施設等への入所を希望される際には、利用者様に介護保険施設に関する情報提供と連絡調整を行います。

(2)給付管理(保険適用内)

居宅サービス計画作成後、その内容に基づいてサービス利用票及び提供票による給付管理を行うとともに、毎月の給付管理票を作成し、東京都国民健康保険団体連合会に提出します。

(3)相談及び説明(保険適用内)

介護保険制度及び介護に関し幅広くご相談に応じます。

(4)医療機関との連携及び主治医への連絡(保険適用内)

居宅サービス計画の作成時又は変更時及びサービス利用時において必要なときは、利用者様の同意を得たうえで、関連する医療機関や主治医と連絡をとり、連携を図ります。

(5)要介護認定に係る申請の援助(保険適用内)

- ① 利用者様の意見に基づいて、要介護認定等の申請に必要な援助をいたします。
- ② 利用者様の要介護認定の有効期間満了のおおむね30日前には、要介護認定の更新申請に必要な援助を行います。

3 ご利用料金

(1)利用料

事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定は【別紙2 料金表】のとおりです。

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等により、保険給付金が事業者を支払われない場合、1か月につき要介護度に応じた料金を事業者を支払うものとし、料金が発生する場合、月ごとの清算とし、お支払いいただきますと領収証を発行します。

(2)交通費

サービス提供地域の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費はいただきません。それ以外の方は実費をいただきます。

(3)解約料

利用者様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

4 サービスの利用方法

(1)サービスの利用開始

まずは、電話等でお申し込み下さい。当事業所の介護支援専門員がお宅へお伺いいたします。契約を締結したのち、サービス提供が開始されます。

(2)サービスの終了

① 利用者様の都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くだされば、いつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は終了1か月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定が、非該当(自立)要支援1、2と認定された場合
- ・医療機関への入院が3カ月以上経過し、在宅への退院の見込みがない場合
- ・利用者様が介護保険施設等に入所されたとき。
- ・利用者様がお亡くなりになった場合

④ その他

- ・当事業所の介護支援専門員が、利用者様又はご家族に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行いその改善が見込めない場合、文書で通知することにより、直ちに居宅介護支援サービスを解約することができます。この場合においても地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。
- ・利用者様やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行いその改善が見込めない場合、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合がございます。この場合においても地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

5 事故発生時の対応及び賠償責任

(1)事故等の緊急事態が発生した場合は、速やかに利用者様及びご家族、その他の関係者に連絡を取り必要な措置をとります。

(2)利用者様に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には必要な賠償を行います。

6 秘密の保持と個人情報の保護について

(1)事業者及び介護支援専門員は、業務上知り得た利用者様及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、正当な理由なく第三者に漏らしません。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとします。

(2)サービス担当者会議等において利用者様、ご家族の個人情報を用いる場合、文書での同意を得るものとします。

7 虐待の防止のための措置に関する事項

(1)事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じます。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催しその結果について従業者に十分周知します。
- ② 虐待の防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

(2)前号第一号に規定する委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。

(3)事業所及び介護支援専門員は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

8 業務継続計画の策定について

(1)事業所は、感染症や非常災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施します。

9 衛生管理

(1)感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努めます。

10 身体拘束

(1)事業所は、当該利用者様又は他の利用者様等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者様の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者様の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

11 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1)法人の運営方針

- ① 基本理念:『私たちは介護を通じて【笑顔のある普通の暮らし】の実現をお手伝いします』
- ② サービスの質の向上への方策

奥多摩町、地域の関係事業者等と連携を密にし、また、民生・児童委員、保健推進員等関係者からの情報を幅広く聴取してサービスを必要とされる方の期待に応えるべく活動します。

(2)運営法人の概要

法人名／代表者	社会福祉法人グリーンウッド 理事長 澤本和容
所在地	東京都西多摩郡奥多摩町白丸263番地
電話番号	0428-83-3733
運営事業	○第一種社会福祉事業:特別養護老人ホーム ○公益事業:居宅介護支援事業

12 サービス内容に関する苦情

① 当事業所の相談・苦情担当

白丸ケアセンター 管理者 大澤美和子 / 介護支援専門員 竹内 章男

② 他の相談・苦情申立窓口

法人の設置する苦情解決第三者委員

双葉会診療所所長 片倉 和彦 電話番号 0428-83-3454

元奥多摩町社会福祉協議会地域福祉課長 河野 孝司 電話番号 090-2437-0798

奥多摩町 保健福祉センター 電話番号 0428-83-2777

東京都国民健康保険団体連合会 電話番号 03-6238-0177

(受付時間 土・日・祝祭日を除く 午前9時から午後5時)